



# 企業主導型保育施設の共同利用について

2021年2月3日  
公益財団法人 児童育成協会  
企画部 企画課 木原 淳子





# 本日の内容

---

1. 企業主導型保育事業の沿革
2. 企業主導型保育施設とは
3. 共同利用のススメ
4. 共同利用企業の条件
5. 共同利用契約のポイント
6. 質問事項に対する回答





# 1. 企業主導型保育事業の沿革

## 平成28年度

企業主導型保育事業  
スタート！

企業が主体となって  
保育施設を設置する事業

【目的】

- ・仕事と子育ての両立
- ・待機児童の解消

【所管】内閣府

【財源】子ども・子育て拠出金

【助成決定数】

871施設、20,284人分(定員)



## 平成29年度

「保育補助者雇上強化加算」  
「処遇改善加算」スタート



保育従事者に対する  
加算の充実

【全助成決定数】

2,597施設

59,703人分(定員)



## 平成30年度

「共同設置・共同利用  
連携加算」スタート



中小企業で利用しやすい  
ようになりました

【全助成決定数】

3,817施設

86,354人分(定員)



# 1. 企業主導型保育事業の沿革

## 令和元年度

保育料無償化スタート！

- 無償化対象
- ① 3～5歳の保育を必要とする児童
- ② 0～2歳の住民税非課税世帯（生活保護者、里親含む）の児童



## 令和2年度

【企業主導型保育事業新規募集】

令和2年4月20日～5月29日

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、募集期間を1ヶ月延長し、6月30日まで実施。

→申請数 1,362件 31,589人

【利用料減免】

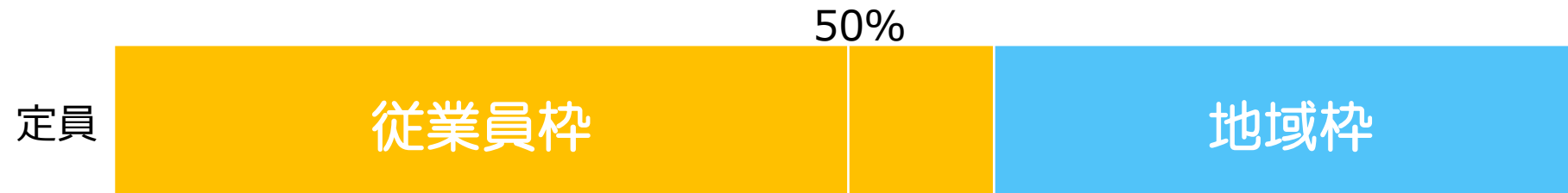
新型コロナウイルス感染症対策に伴ない、臨時的措置として令和3年3月末まで利用料の減免措置を実施。

※令和元年度は新規募集無し

## 2.企業主導型保育施設とは

### 特色

- ① **多様な就労形態**に対応するため（企業で働く人のため）の保育施設です。仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。
- ② 企業が毎月負担する「**子ども・子育て拠出金**」から補助金が助成されます。
- ③ 利用定員には**従業員枠**と**地域枠**があります。定員数の半数以上は「従業員枠」でなければなりません。（原則、地域枠は定員の50%を超えることはできません）



- ④ 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- ⑤ 認可園と同水準の保育料に設定できます。
- ⑥ 全ての児童について、両親の「就労証明書」または「支給認定」が必要です。

### 3. 共同利用のススメ



#### 保育施設設置企業のメリット

原則、地域枠は50%を超えると児童の預かりができない



従業員枠なら定員MAX助成対象



施設を共同利用する企業と共同利用契約を結ぶ



従業員枠としてカウントできるため、安定した保育運営！

50%

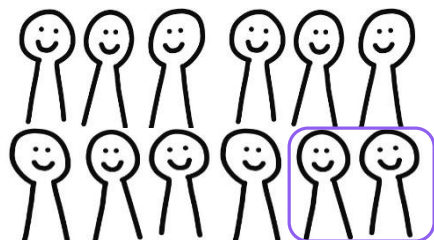
定員

従業員枠  
(自社)

従業員枠  
(共同利用企業A、B、C・・・)

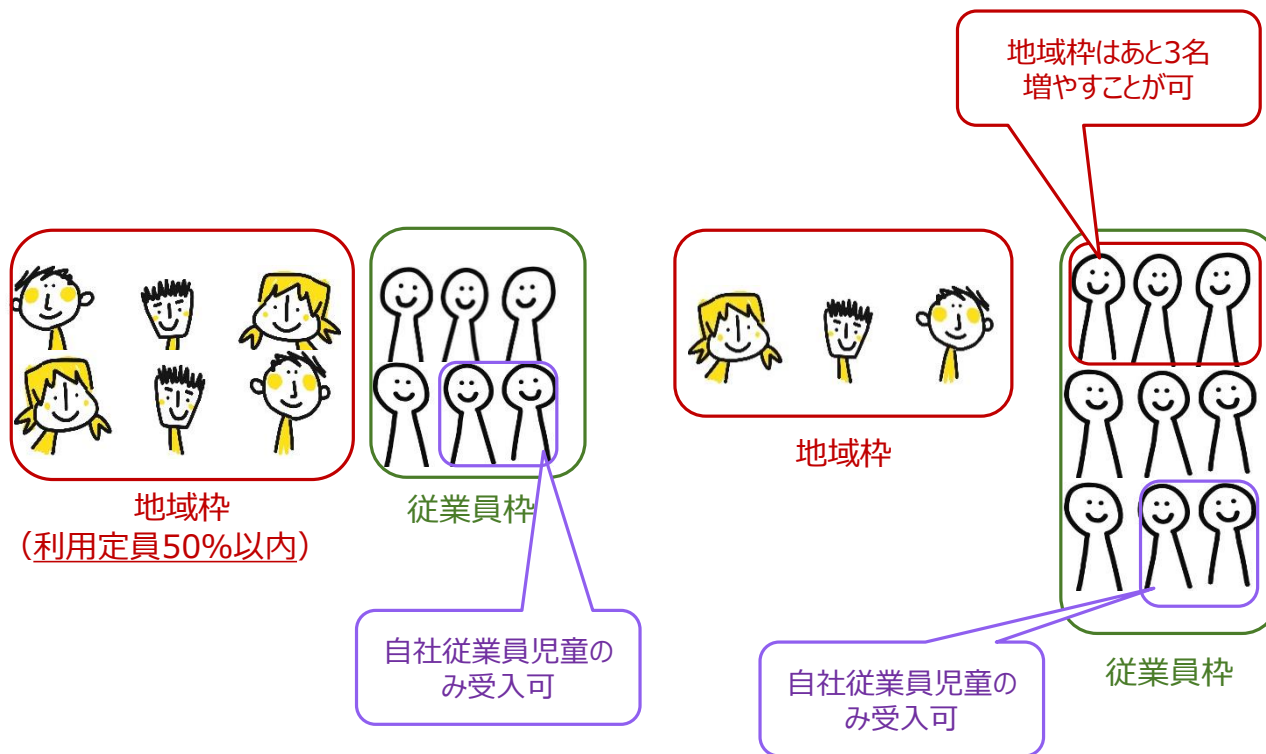
地域枠

## 従業員枠設定の注意点



① 事業実施者（保育事業者型除く）は施設の利用定員の1割以上（小数点以下切り上げ）を自社従業員枠の定員として設けなければならない。  
（例）定員12名の場合自社従業員枠2名（1割以上）

② 事業実施者（保育事業者型除く）は自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して自社従業員の児童以外を受け入れる場合には施設の利用定員の1割以上を自社従業員枠として確保しなければならない。  
※ただし令和元年度までに企業主導型保育事業の助成を受けている施設は従前の取り扱いによることが可。



### 3. 共同利用のススメ



#### 共同利用企業のメリット

育休中の職員に早く復帰してもらって戦力になってほしい！

子育て中の職員に安心して働いてほしい！

女性の活躍を推進したい！

(職員) 保育園の空きがなく子どもを預けられない・・・

(会社) 設置や運営に時間と費用がかけれない・・・

企業主導型保育施設の設置事業者と  
共同利用契約を結ぶ

離職防止につながり、ワークライフバランスに真摯に取り組む企業の魅力が向上する



## 4. 共同利用企業の条件



### 企業の条件

#### ◎ 一般事業主であること

「企業主導型保育事業費補助金実施要項」第3-1-(1)より

#### 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条第1項に定める一般事業主

- ・厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
- ・私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等 など

#### ➡ 子ども・子育て拠出金を納付していること

- ・一般事業主から構成される団体等（中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げるものその他それに類するもの）を含む
  - ➡ 事業協同組合、信用協同組合、共同組合連合会、企業組合
- ・国、地方自治体は除く。

※親会社や子会社、関連企業、それぞれで共同利用契約を結ぶ必要があります。

## 4. 共同利用企業の条件



### 利用児童の保護者の条件

#### ◎ すべての保護者の児童が保育を必要とすること

##### 共同利用企業に雇用されている

- 【就労証明書】が必要

保護者のうちいずれかは  
「共同利用企業に雇用されていること」  
が必須です！

##### 自治体の支給認定を受けている

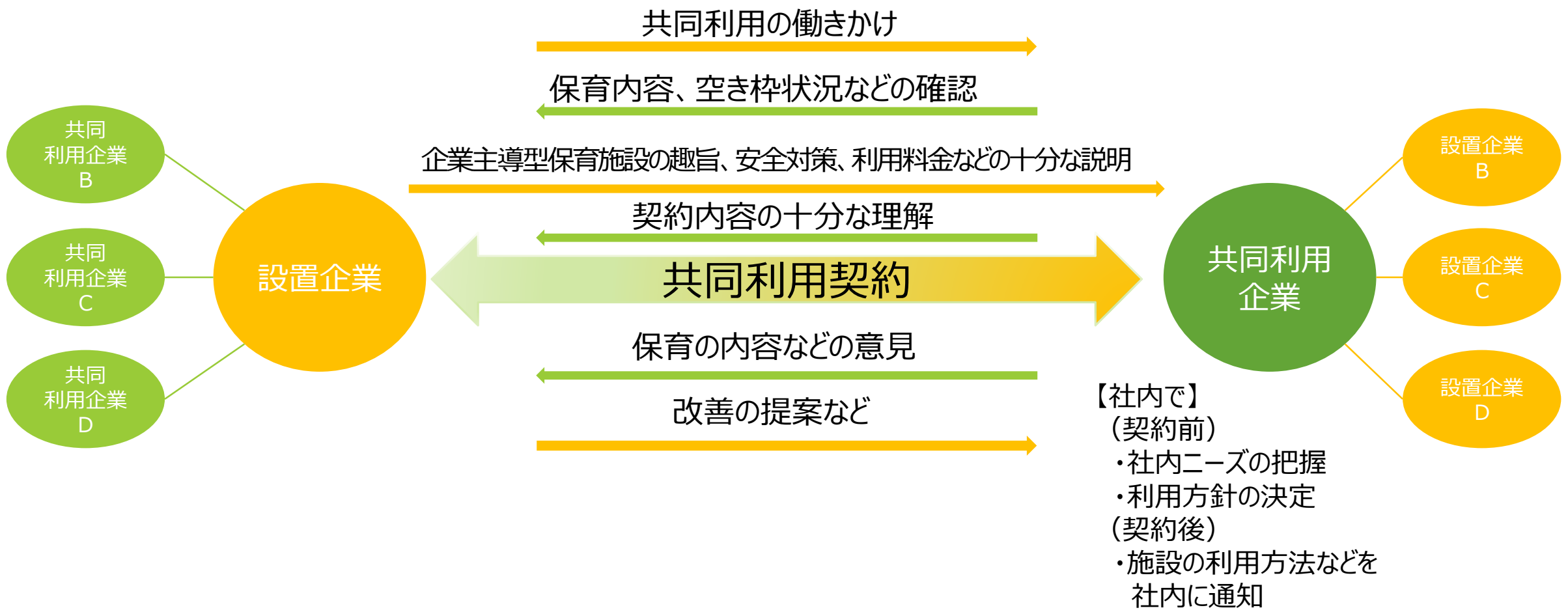
- 【支給認定証】が必要
- 就業
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 保護者の就学
- 虐待やDVのおそれがある
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している
- その他市町村が定める事由

##### 共同利用企業が認めている

- 就業
- 妊娠・出産
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している

上記状況にあることをその保護者の雇用主が示した就労証明書などが必要です！

# 5. 共同利用契約のポイント



- 共同利用する事業者数、利用者数に上限はありません。
- 保護者を通じた契約を行ってはいけません。

## 5. 共同利用契約のポイント

### 共同利用契約書に記載する内容（参考）

◎ 事業実施者と共同利用契約企業が直接やりとりをし、法人印を用いた契約書を交わします。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① 契約の目的               | ⑦ 個人情報保護、秘密保持、守秘義務   |
| ② 保育の実施場所（保育施設所在地）    | ⑧ 損害賠償               |
| ③ 保育園の運営、保育内容、安全対策    | ⑨ 契約の解除、不可抗力による契約の終了 |
| ④ 利用定員数、保育園の利用、退園の手続き | ⑩ 反社会的勢力の排除          |
| ⑤ 利用料金、委託料、支払い        | ⑪ 協議事項               |
| ⑥ 契約の期間               | ⑫ 裁判管轄の合意            |

### 契約例 1

共同利用企業Bは子育て社員世代が多いので、設置企業Aに対して有償で枠を確保したい。

- ・Aは2人分の枠を1年間確保します。
- ・保育料とは別に1年分の契約料として●円支払います。
- ・児童がいない場合でも●円の契約料が発生します。

### 契約例 2

共同利用企業Bは福利厚生の一環で利用するため、保育料の一部を会社負担で行う。

- ・契約書に明細の内訳、支払い方法を明記すること

## 6.質問事項に対する回答

### 質問 1

■従業員より自身で探してきた企業主導型保育園との共同利用契約締結を依頼されるケースがありますが、弊社ではルールに従い全て断っている状況です。一方で、他社では同様の保護者経由での契約締結を行っているケースもあると認識しています。保護者からの申し出に基づく契約締結は違反ではないのでしょうか。何が正しいのか不明瞭であるため、児童育成協会としての見解を改めてお聞きしたいです。

### 回答

児童育成協会としては、共同利用契約の締結について、従来より事業実施者と共同利用契約企業が直接やりとりをし、法人印を用いた契約書を交わしていただきたいとお願いしているところです。また、今回のセミナーなど、共同利用推進セミナーにおいては「保護者を通じた契約を行ってはいけません。」とお伝えしています。

### 質問2

#### ■ 共同利用している施設の財産処分について

急速な少子化と認可保育園の増園により、当該事業が当該地域において充足しており、閉園を余儀なくされた場合の共同利用者への対応を教えてください。また、過年数が10年以下である施設に係る財産処分の返納金はいかなる場合でも義務があるのかも知りたいです。

### 回答

まずは閉園とならないよう、綿密な増員計画を立てて保育施設の安定経営を目指していただきたいと存じます。なお、ご質問内容の中の「また、過年数が10年以下である施設に係る財産処分の返納金はいかなる場合でも義務があるのかも知りたいです。」の箇所は今回の共同利用に関するご質問の主旨とは外れておりますが、施設にかかる財産処分に関しては、企業主導型保育事業ポータルサイト内、「企業主導型保育事業における財産処分の手続きについて」をご確認ください。なお、企業主導型保育事業（整備費・運営費）の助成金を受けて整備した施設等の財産処分（整備費の助成を伴わないものを含む。）は、あらかじめ公益財団法人児童育成協会及び内閣府（内閣総理大臣）の承認を受ける必要があることを申し添えます。

### 質問3

■共同利用契約を検討している企業がありますが、その企業のHPがあまり整備されておらず、どういう会社か具体的な情報が分かりません。上記のような状況で、共同利用契約をしても良い会社かどのように見極めれば良いでしょうか。

共同利用契約の際に、気をつけるべきポイントや、確認しておいた方が良いことがあれば教えていただきたいです。 ※質問者様は設置企業側

### 回答

共同利用契約は事業実施者と連携契約企業が直接やりとりをし、法人印を用いた契約書によるものとする必要があります。

まずは保護者からではなく、事業実施者から共同利用契約の申し出があるかどうか、とともに連携契約企業の責任者・契約担当者又は人事担当者に対して、契約に基づく保育の内容、安全対策などについて書面を用いて十分な説明がなされたうえでのご判断をお願い致します。



### 質問 4

■ 共同利用のメリットについてはある程度、理解できているつもりなのですが、デメリットについてはどのようなことが想定されるでしょうか。設置企業側、共同利用側それぞれの目線から教えていただきたいです。

### 回答

例えば、双方の理解の相違によるトラブルは想定されます。

共同利用企業側：

- ・ 空き枠を確保するための登録料に関する見解の相違（利用者がいない期間も登録料が発生する）など。

※注：登録料は必ず発生するものではありません。

設置企業側：

- ・ 契約時の説明不十分による、共同利用企業からのクレーム





### 質問5

■ 共同利用契約締結の際の注意すべき事項について知りたいです。可能な範囲で、過去のトラブル事例等を交えながら、お答えいただけると幸いです。

### 回答

セミナー時にポイントをお知らせしておりますので、この質問は省略させていただきます。

## ご清聴ありがとうございました。

このセミナーが企業主導型保育施設と共同利用を希望する企業を結ぶ  
架け橋となることを願っています。

